



鳥取県公報

平成18年 8月22日(火)

第 7 8 1 5 号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	都市計画事業の事業計画の変更の認可 (610) (水・大気環境課)	1
	クリーニング所の業務従事者に対する講習等の指定 (611)	
	(食の安全・くらしの安心推進課)	2
	土地改良事業の同意 (612) (耕地課)	2
	土地改良事業計画の変更の同意 (613) (＃)	3
	土地改良法による換地処分 (614) (＃)	3
	保安林の指定の解除予定 (2件) (615・616) (森林保全課)	3
	土地収用法による事業の認定 (617) (管理課)	4
選管告示	選挙管理委員会の招集 (39)	5

告 示

鳥取県告示第610号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成18年 8月22日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 施行者の名称

倉吉市

2 都市計画事業の種類及び名称

倉吉都市計画下水道事業 倉吉市公共下水道

3 事業施行期間

昭和52年 3月 1日から平成21年 3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

削除する部分 倉吉市米田町字村屋敷及び字谷口の各一部並びに黒見字庄田、字仁王手、字四反田、字屋敷、字家ノ前、字藤ヶ森、字八反田及び字沢田の各一部

鳥取県告示第611号

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第8条の2第1項に規定するクリーニング師の資質の向上を図るための研修並びに同法第8条の3に規定するクリーニング所の業務に関する知識の修得及び技術の向上を図るための講習を指定したので、次のとおり告示する。

平成18年 8月22日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 研修及び講習を行う者の名称及び所在地
財団法人全国生活衛生営業指導センター
東京都港区新橋六丁目 8 - 2
- 2 会場の運営及び設営の窓口となる団体の名称
財団法人鳥取県生活衛生営業指導センター
- 3 第1型研修（クリーニング師が出席して受講するものをいう。以下同じ。）及び第1型講習（クリーニング業務に従事する者（以下「業務従事者」という。）が出席して受講するものをいう。以下同じ。）の日時及び場所
 - (1) 第1型研修
日時 平成18年10月15日（日）午後1時から午後5時まで
場所 倉吉市山根529 - 2 鳥取県立倉吉体育文化会館
 - (2) 第1型講習
日時 平成18年10月1日（日）午後1時から午後5時まで
場所 倉吉市山根529 - 2 鳥取県立倉吉体育文化会館
 - (3) 研修又は講習を継続的に受講している者で前回の受講修了証書の写しを提出したのものについては、(1)又は(2)の時間を午後1時から午後4時30分までとする。
- 4 第2型講習（通信制で行う講習をいう。以下同じ。）のレポートの提出締切日及び受講対象者
 - (1) レポートの提出締切日 平成18年11月30日（木）
 - (2) 受講対象者 第1型講習を都合により受講できなかった業務従事者
- 5 受講申込み期間
 - (1) 第1型研修 平成18年9月25日（月）から10月6日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）
 - (2) 第1型講習 平成18年9月11日（月）から同月22日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (3) 第2型講習 平成18年10月10日（火）から同月20日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）
- 6 受講料
研修受講料5,000円又は講習受講料4,500円を受講申込み時に払い込むこと。
- 7 受講申込み先及び問合せ先
財団法人鳥取県生活衛生営業指導センター
鳥取市大榎町13 - 1
電話 0857 - 29 - 8590

鳥取県告示第612号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定に基づき、大山町が行う土地改良事業（元気な地域づくり交付金事業（基盤整備促進）豊房大口井手地区農業用排水施設）について、平成18年8月11日に同意したので、同法第96条の2第7項の規定により告示する。

平成18年 8月22日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県告示第613号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第5項において準用する同法第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定に基づき、米子市が行う土地改良事業（基盤整備促進事業淀江宇田川地区暗渠排水）に係る土地改良事業計画の変更に平成18年8月11日に同意したので、同法第96条の3第5項において準用する同法第48条第11項の規定により告示する。

平成18年 8月22日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県告示第614号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る西伯耆2期地区（第7工区）の換地処分を行ったので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

平成18年 8月22日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県告示第615号

次のように保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成18年 8月22日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所
倉吉市関金町山口字良源寺1945の25から1945の27まで
- 2 保安林として指定された目的
公衆の保健
- 3 解除の理由
道路用地とするため

鳥取県告示第616号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成18年 8月22日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所
西伯郡伯耆町富江字下も堀谷128の2、129の2、134の2、137の2

- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため

鳥取県告示第617号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第26条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成18年 8月22日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 起業者の名称
社会福祉法人恩賜財団済生会支部鳥取県済生会
- 2 事業の種類
鳥取県済生会境港総合病院改築事業
- 3 起業地
 - (1) 収用の部分 境港市米川町地内
 - (2) 使用の部分 なし
- 4 事業認定をした理由
 - (1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について
鳥取県済生会境港総合病院改築事業（以下「本件事業」という。）は、鳥取県済生会境港総合病院が医療法（昭和23年法律第205号）第31条に規定する公的医療機関であるため、土地収用法（以下「法」という。）第3条第24号に該当する事業である。
また、関連事業として、本体事業の施行に伴い分断される市道の機能回復のための付替工事についても、法第3条第1号に該当する事業である。
したがって、本件事業は法第20条第1号の要件を充足するものと判断される。
 - (2) 法第20条第2号の要件への適合性について
本件事業の起業者である社会福祉法人恩賜財団済生会支部鳥取県済生会は、厚生労働大臣により医療施設を開設することができる者として指定された団体であり、既に本件事業に係る予算措置も講じられていることから、法第20条第2号の要件を充足するものと判断される。
 - (3) 法第20条第3号の要件への適合性について
本件事業は、現施設の土地と近接する土地（以下「本件土地」という。）に総合病院を整備するものである。
本件事業の実施により得られる利益及び失われる利益を比較衡量した結果、次に掲げる理由から、本件事業の施行により得られる利益は、失われる利益に優越すると認められ、本件事業は、法第20条第3号の要件を充足するものと判断される。
ア 本件事業により、現在より診療科が7科増設されるほか、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第16条に規定する入院患者1人当りの病室の床面積に適合し、大型医療機器の設置が図られる等、地域医療の向上への寄与が見込まれる。
イ 本件事業は、鳥取県環境影響評価条例（平成10年鳥取県条例第24号）による環境影響評価の対象事業ではなく、工事の際に周辺環境へ十分配慮して施工することにより、本件事業により失われる環境上の利益は軽微なものと考えられる。
ウ 本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業を施行する上で必要とされる最小限度の範囲であると認めら

れる。

エ 本件事業に係る起業地の選定に当たっては、事業に必要な面積が確保できること、病院利用者の交通の利便性が高いこと、病院としての環境に優れていること等を条件に3つの土地について比較検討した結果、これらの要件を満たすものとして本件土地が選定されている。

オ 本体事業の施行に伴い分断される市道の機能回復のための付替工事は、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性について

本件事業は、現在境港市唯一の総合病院であり、かつ、救急医療機関として地域医療を提供している鳥取県済生会境港総合病院を、同市には設置されていない精神科を含む7科の専門科の増設、施設面においても病室面積の拡大による入院患者の快適な医療環境の整備及び大型医療機器の設置等による全面改築により、現状では十分な治療ができず、米子市内の病院への転送を余儀なくされることを解消し、地域住民ひいては県西部地域医療の向上を図ることができることから、早急に整備すべき事業であり、本件土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足するものと判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までの判断から、社会福祉法人恩賜財団済生会支部鳥取県済生会から申請のあった本件事業は法第20条各号に掲げる要件を充足していると認められるため、同条の規定に基づき、事業の認定をするものである。

5 法第26条の2の規定による図面の縦覧場所

境港市上道町3000

境港市役所

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第39号

平成18年第8回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成18年 8月22日

鳥取県選挙管理委員会委員長 須 山 修 次

- 1 日時 平成18年 8月24日 (木) 午後 1時40分
- 2 場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁 選挙管理委員室
- 3 議題

- (1) 不在者投票管理者を置くことのできる病院等の指定について
- (2) その他

